

特集

STOP! 風しん ～赤ちゃんを守りたい～

かつらぎだより
安川忍さん

葛城の夏といえば…
けはや法要・キャンドルナイトの集い

日ごろの備えが大切です
耐震診断・耐震改修工事

種で未来の赤ちゃんを守ろう！

妊娠前の女性

妊婦の夫

風しんにかかったことがない方
予防接種を受けていない方
どちらも不明な方

妊婦の同居家族

風しんの予防接種を ご検討ください

- ※妊娠前の女性は、接種1か月前、接種後2か月は避妊が必要です。
- ※妊娠中の女性は、予防接種を受けられません。
- ※2回接種しても、問題はありません。

①風しんの患者数が増えています

昨年から首都圏や近畿地方を中心に、全国で風しん患者の報告数が増加しています。表1のように患者の約70%が男性で、そのうち20～40歳代が80%を占めています。奈良県では、今年1月からの報告数が100人を超えました。(例年は0～2人)

国の調査では、20～40歳代の男性の15%、女性の4%が風しんの抗体を持っておらず、女性の11%は感染予防には不十分な低い抗体価でした。現在30歳後半の男性は定期の予防接種の機会がなかったことが影響していると思われます。

年代	男性	女性
70歳～	4	9
65～69	21	21
60～64	68	35
55～59	167	73
50～54	326	123
45～49	632	66
40～44	1,068	104
35～39	1,390	148
30～34	1,173	205
25～29	904	396
20～24	842	525
15～19	306	253
10～14	132	74
5～9	56	51
1～4	109	74
0歳	29	24

(表1) 風しん患者発生届出数
平成25年1月1日～6月5日の全国統計

パパはすでに接種済。
私は出産したばかり。これから
風しんの予防接種をしたいな！



②風しんってどんな病気？

風しんの主な症状は、発熱、発しん、リンパ節の腫れです。風しん患者からの、咳やくしゃみなどの飛まつ（唾液のしぶき）などで感染します。通常は自然に治りますが、まれに脳炎になったり、血小板という血液の成分が減少して、皮膚に紫斑が現れる人もいます。特効薬はなく、症状を抑えるための治療が中心です。

風しんと診断された場合は、感染力を持つとされる期間（発しん出現後5日くらいまで）、周囲に感染を広げないように注意が必要です。咳などの症状があるときは、マスクを着用し外出を避け、自宅で休みましょう。

風しんの予防接種費用が 助成されます！

対象

接種日において葛城市に住民票がある平成
7年4月1日以前に生まれた方で

- ①妊娠を予定または希望している女性
- ②妊婦の配偶者および同居家族
(同一世帯に限る)

※風しんにかかったことがある方、風しん
の予防接種を2回接種した方は除く。

※妊婦は除く。

※接種1か月前、接種後2か月間は妊娠を
避ける必要があります。

助成額

風しんワクチン…4,000円上限

麻しん風しん混合ワクチン

…6,000円上限

※生活保護世帯は全額補助。

助成回数 1回

接種期間

平成25年4月1日(月)～平成26年3月31日(月)

申請期間・場所

受付中～平成26年3月31日(月)

医療機関（場所は問いません）で予防接種
後に、新庄健康福祉センターか当麻保健セ
ンターで申請をしてください。

持参物

- ①「領収書」または、「医療機関の証明書」
- ※接種日・被接種者名・接種ワクチン名・
接種費用・医療機関名が記載してあること
- ②印鑑
- ③振り込み先の預金通帳
- ④妊婦の夫または同居家族の方は、
妊婦の母子健康手帳

▶詳しくは、
健康増進課まで

風しんの予防接

③なぜ風しんにかかると良くないの？

風しんに対する免疫を持たない女性が妊娠初期に風しん
に感染すると、白内障・先天性心疾患・難聴を主な症状と
する「先天性風しん症候群」の赤ちゃんが生まれる可能性
があります。特に妊娠中の方は、予防接種を受けられない
ため、家族からの感染や職場での感染に気をつけることが
重要です。

④どうしたら感染を予防できるの？

妊婦および妊娠の可能性のある方への感染を予防するに
は、同居の家族の方が風しんにかからないようにすること
が重要です。そのためには予防接種が有効です。同居家族
の方は予防接種を受けること（※）をご検討ください。

※下記に該当する方を除く

- 風しんにかかったことがある方
- 風しんの予防接種を受けたことが確実である方
- 風しんの抗体があることを確認できた方

※風しんワクチンを1回接種した方に免疫ができる割合
は95～99%と考えられています。現在は2回の接種
が定期接種として実施されており高い効果が得られてい
ます。

⑤子どもの定期の予防接種は？

風しんの予防接種には「麻しん・風しん混合ワクチン」
(MR ワクチン) を2回接種します。

接種対象者（標準的な接種期間）

- 1期：1歳以上2歳未満（生後2か月の予防接種問診票
交付会にて案内配布）
- 2期：5歳から7歳未満で小学校就学前1年間（毎年対
象者へ4月に案内通知）

※接種費用は、無料です。忘れずに接種しましょう。

もうすぐ生まれる
赤ちゃんの
元気な姿を見るためにも♪



第3回キャンドルナイトの集い

キャンドルの灯りに囲まれて、スローな夜を大切な人と一緒に過ごしませんか？

資源の循環利用を推進するために、廃食油から作ったキャンドルを使用して、「第3回キャンドルナイトの集い」を開催します。

昨年好評だった「灯りの演出者」を今年も募集します。個人やチーム・事業所で、それぞれの個性を生かした灯りの演出をしてみませんか？ご応募をお待ちしています。

8月11日 午後5時～8時30分
當麻スポーツセンター

(今年は、竹内街道1400年記念事業との共催です)



灯りの演出者を募集します！

応募要件

当日設営から片付けまで参加できる方。

内容

指定区画内をキャンドルによる灯りで自由に演出してください。(1区画：2.5m × 4m)

申し込み

往復ハガキまたはFAXに、住所・氏名・年齢・電話番号・メールアドレスを記入の上、環境課までお

送りください。(7月31日必着)

応募先

〒639-2195

葛城市柿本166番地

葛城市役所 市民生活部環境課

【FAX (69) 6456】

電子メール：kankyouty@city.katsuragi.lg.jp

問い合わせ 環境課

けはや 法要

相撲ゆかりの地である葛城市。

大和国の當麻^{むら}邑(現：葛城市當麻)の當麻^{たいまのけはや}蹶速^{のみすすね}が野見宿禰と相撲を取り、亡くなった7月7日を記念して、毎年7月に『けはや法要』が営まれています。

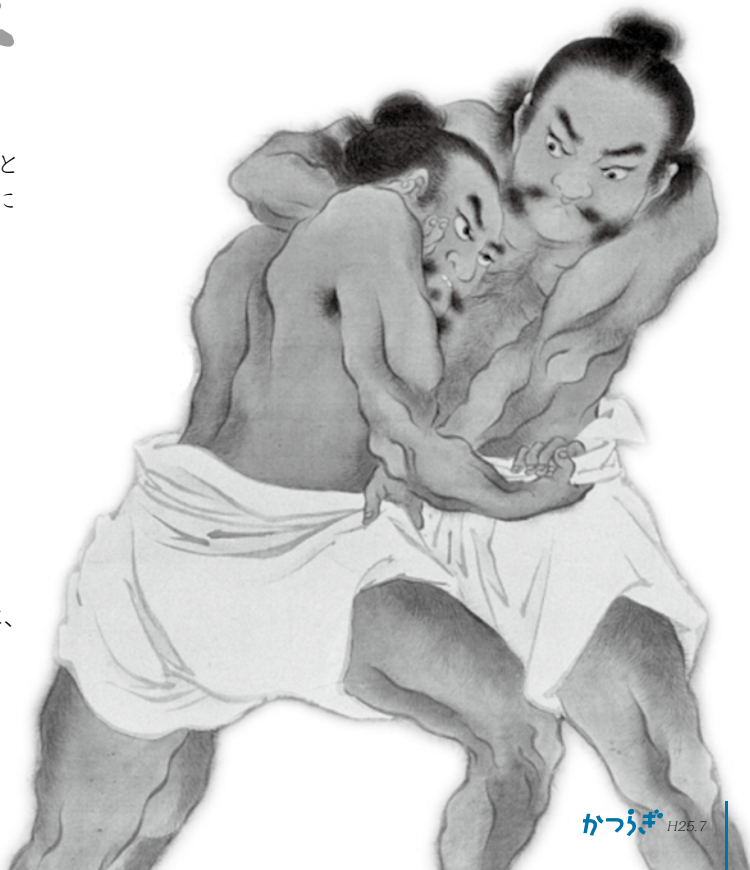
当日は、ぜひ相撲館へお越しください。

7月27日 午前9時～

相撲館けはや座・けはや塚

- 現役力士安全祈願、物故力士追善法要
 - 市内小学生による「ワンパク相撲大会」
 - 相撲未経験者による相撲体験
 - 相撲甚句の披露・相撲字の実演 など
- ※「ワンパク相撲大会」と「相撲体験」の参加申し込みは、7月8日(月)締め切りです

問い合わせ 相撲館【☎(48)4611】





タブレット端末で日々の買い物を助けます 買い物困難者生活支援システム調査事業

買い物にお困りの世帯等を調査員が定期的に訪問し、タブレット端末を用いて食品や日用品の調達を支援する、「買い物困難者生活支援システム調査事業」が始まりました。この事業を利用している山辺英代さん（当麻）は、「夫も私も高齢で、買い物に出かけられず、知り合いに買い物を頼んでいました。調査員の方とお話もできて、たいへん助かっています」と話していました。

詳しくは、長寿福祉課までお問い合わせください。

間近で見る消防車に歓声！ あおむしサークルが消防署を見学

6月13日、市内で活動している子育てサークル「あおむし」（石川啓子代表）の皆さんが、市消防署を見学しました。救助訓練の見学や消火器の体験の後、ポンプ車の放水訓練を間近で見た子どもたちは大喜び。

参加した入江舞羽ちゃんは「救急車が見られて楽しかった！」、吉田幸子さんは「子どもは消防士の服を着せてもらったり、消防車に乗せてもらったり大喜びでした。記念になりました」と話していました。



ご協力いただきありがとうございました 市内一斉清掃

5月19日、市内一斉清掃が実施されました。

当日は、早朝から区長様はじめ、市民の皆さまのご協力のもと、道路や水路、公園などの草引きや、土砂あげをしていただきありがとうございました。

皆さまのおかげで、市内が大変きれいになりました。

また、希望された地区には、葛城市建設業協会からダンプ等の車両の提供をボランティアで行っていただき、市内の美化にご協力くださっています。



訂正とお詫び

広報かつらぎ6月号の8ページに掲載しました「おひさまたい肥を使った寄せ植えコンテスト」の内容について、誤りがありました。

正しくは右の通りです。

ここに訂正し、お詫び申し上げます。（敬称略）

▶企画政策課



優秀賞
生野シズ（柿本）
『多肉植物』



優秀賞
田中砂男（北花内）
『無限の空想』

まちの
ニュース

市政
ニュース

イベント
募集

地域安全
ニュース

子育て
健康

文化
教養

情報
相談

国民年金保険料の免除・納付猶予の申請はお早めに！

7月は前年度分の手続きもできる特別な月です！

自営業をされている方、無職の方等で経済的な理由により国民年金保険料を納めることが困難な方または減額すれば納めることができる方は、必ず申請手続きをしてください。

※学生の方は免除申請をすることができません。「学生納付特例制度」をご利用ください。

※平成24年度（平成24年7月～平成25年6月）分の保険料についても免除等を希望されるときは、窓口でその旨をお申し出ください。なお、8月以降、平成24年度分の免除申請等はできなくなります。ご注意ください。

免除の種類

免除の種類	免除承認後の保険料
全額免除・若年者納付猶予	—
4分の3免除（4分の1納付）	3,760円
半額免除（半額納付）	7,520円
4分の1免除（4分の3納付）	11,280円

※保険料は平成25年度額

（平成25年4月分～平成26年3月分）

※若年者納付猶予は、30歳未満の第1号被保険者の方で、本人と配偶者の所得が保険料全額免除に該当している方が対象です。

こんなに違う！免除と未納！

	全額免除	1/4納付	半額納付	3/4納付	納付猶予	保険料未納
年金を受ける資格期間には	算入されます					算入されません
保険料を納めた場合と比べた年金額	1/2で計算	5/8で計算	3/4で計算	7/8で計算	計算されません	
障害・遺族基礎年金を受けるとき	保険料納付済み期間と同じ扱いです					受給できない場合あり
後から保険料を納付（追納）する場合	10年以内なら納めることができます					2年以内

免除申請に必要なもの

○年金手帳 ○印鑑

○本人・配偶者・世帯主の中で、申請する年度、また前年度に失業された方がいる場合は「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」等をお持ちになってください。

※免除・若年者納付猶予申請には、前年所得の審査が必要ですので、所得の申告をまだされていない方は、早急に申告をしてください。

免除の期間

「保険料免除」「若年者納付猶予」の免除サイクル（始期と終期）は、7月から翌年6月までの1年間です。

申請が遅れると申請日前に生じた不慮の事故や病気が原因による障害基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、できるだけ早めの申請をおすすめします。

保険料の追納

免除等の承認を受けた期間の保険料は、10年以内なら納めることができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度以降に追納すると加算額が上乘せされます。未納の場合は、2年以内しか納めることはできません。

※保険料を追納する場合は、納付書が必要となります。大和高田年金事務所にお申し込みください。

申請先

市民窓口課または大和高田年金事務所まで

※年金手帳・印鑑等をお持ちください。

申請後の流れ

審査結果は年金事務所から約2か月後に送付されます。必ず内容をご確認ください。申請は毎年必要です。ただし、全額免除または若年者納付猶予を承認された方が、申請時に翌年以降も申請を行うことをあらかじめ希望される場合は、**申請年月日記入欄の上の『(はい・いいえ)』の“はい”を○で囲んでください。**翌年度から自動的に審査（継続審査といいます）され、申請の必要がなくなります。

※失業等（離職票等を添付して申請）または震災等による被害を受けたことを理由とする特例免除については、継続審査の対象外で、引き続き免除を希望するときは、毎年申請する必要があります。

※一部納付が承認された方についても、継続審査の対象外になります。

※以前から継続審査により全額免除（猶予）の承認を受けていた方で、所得の審査により今回は該当しない場合については、却下となります。しかし一部納付は該当するかもしれないので、これを希望される場合は、再度免除申請を提出してください。

▶詳しくは、市民窓口課まで



「まちの達人さん」紹介 **—生涯学習人材バンク—**

市内に在住・在勤の方で各分野での豊かな知識・経験・技能などお持ちの皆さんに、ボランティア活動として学校教育や社会教育のお手伝いをしていただき、平成25年度の生涯学習人材バンク「まちの達人さん」が下記のとおり登録されています。

市内で活動されている団体・グループ・サークルなどで講師を探している場合などに、この人材バンクご利用ください。

▶詳しくは、**生涯学習課**まで

(順不同・敬称略)

氏名	指導分野
阪本 上子	歌謡 (カラオケ)
竹本 みね	歌唱 (カラオケ)
増井 和代	大正琴
鷺見恵美子	琴 (生田流)
吉村由紀子	箏の指導 (筑紫流)
井森 明美	演劇指導
角尾 英代	ポーセラーツ (手芸)
兒島 章子	シルバーアクセサリー
吉村 雅子	手芸・パッチワーク・キルト・編み物
西川真由美	洋裁・手芸
中居 公子	染色 (ショール小物)・拓本 (採拓)
丹原 善弘	油絵・デッサン・水彩
福永 定弘	油絵・水彩
外輪 清孝	短歌
村上 梅香	生花
芝池恵美子	フラワーアレンジメント・プリザーブドフラワー
持井恵美子	押し花 (柳川流)
後岡ユキエ	押し花 (柳川流)
堀脇 純子	園芸
生野 悦子	園芸
木村 匡子	農産加工
吉村和千代	料理
岡崎 雅美	簡単ケーキづくり
山中 絵里	飾り巻き寿司教室
柴田 三乃	料理・茶道 (裏千家)・英会話
的場 順子	中国語会話
青木 優	中国語・実用英会話
弓場 定雄	学校安全支援
森岡賀世子	学校安全支援 (小学校)
岡田美枝子	学校教育支援
林原慎太郎	学校安全支援・パソコン機械製図ソフト使用説明
島田 好昭	計量・計測のお話し
金森 静子	四柱推命学・方位学、暦の見方から生年月日で見る運氣

氏名	指導分野
川崎 洋子	アロマセラピー
畠本 房乃	介護
安孫子 忍	看護・緩和ケア
寺田 純子	心の悩み・カウンセリング (090-5967-3977)
山口 千恵	リンパの流れを意識した体操・マッサージ
岩下 洋一	森林インストラクター・自然観察会
田畑 滋久	手づくり理科実験
牧寺 敬久	竹細工 (竹を使って昆虫づくり)
袖木 實	こままわし
木田 尚正	バスケットボール (中学生)
木田 尚斗	トレーニング
實盛かをる	ソフトテニス (スポーツ指導員資格有)
實盛 章	ソフトテニス (スポーツ指導員資格有)
多田 正明	ソフトテニス (中学生)
白石 栄一	ソフトテニス (中学生)
東本 明則	バスケットボール (中学生)
長谷川史郎	剣道
奥田 文男	野球
高田 潤一	囲碁
吉村 正好	囲碁
渡本 詔司	囲碁
森岡 久幸	囲碁
原田 幹雄	囲碁
佐藤 良介	囲碁
辻口 勝儀	囲碁
佐野勇次郎	囲碁
小磯 悟	囲碁
辻野 守	囲碁
藤原 修治	囲碁
今中 康雄	囲碁
高田 勲	囲碁
田上 啓人	囲碁

まちの
ニュース

市政
ニュース

イベント
募集

地域安全
ニュース

子育て
健康

文化
教養

情報
相談

7月は平成25年度国民健康保険税の納付月です！

納期	納期限	納付月
第1期	7月31日	7月末納期限分
第2期	9月2日	8月末納期限分
第3期	9月30日	9月末納期限分
第4期	10月31日	10月末納期限分
第5期	12月2日	11月末納期限分
第6期	12月25日	12月末納期限分
第7期	平成26年1月31日	1月末納期限分
第8期	平成26年2月28日	2月末納期限分

納税通知書は7月中旬頃に送付します

国民健康保険税（普通徴収）の納付月は7月から翌年2月までの8回です。今年度の納期は左表のとおりです。

口座振替納税をご利用の方は左記の納期限に指定の口座から振替します。

※納期限は、基本的に月末（12月のみ25日）ですが、土・日・祝日など金融機関休業日の場合は、翌営業日が納期限となります。そのため、同月内に納期限が2回となる場合がありますが、重複ではありません。

※年度の途中で75歳を迎える方の国民健康保険税は、誕生日の前月分までの税額になっています。

▶保険課

後期高齢者医療制度の保険料のご案内

問い合わせ先 奈良県後期高齢者医療広域連合 【☎ 0744 (29) 8430】

平成25年度の保険料

$$1人あたりの保険料 (限度額 55万円) = \begin{matrix} \text{均等割額} \\ 4万4200円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{基礎控除 (33万円) 後の総所得金額等} \times 8.1\% \end{matrix}$$

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等
9割	33万円を超えない世帯かつ被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）
8.5割	33万円を超えない世帯
5割	【33万円 + 24.5万円 × 世帯の被保険者数（被保険者である世帯主は除く）】を超えない世帯
2割	【33万円 + 35万円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯

均等割額の軽減

左表に該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。

所得割の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除（33万円）後の総所得金額等が58万円以下の被保険者は、所得割額が5割軽減されます。

社会保険等の被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療制度へ加入する前日に被用者保険の被扶養者であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額は課されません。

7月は次の税・保険料の納付月です

固定資産税（第2期）、
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料
（普通徴収・第1期）

納期限は7月31日(水)です。納期内納付にご協力ください。口座振替をご利用の方は、納期限の日が振替日です。事前に預貯金残高の確認をお願いします。

また、納付書に記載されているコンビニでも納付できますのでご利用ください。納期限を過ぎるとコンビニでは納付できなくなります。ご注意ください。

▶収納促進課・税務課・保険課・長寿福祉課

65歳以上の方の平成25年度介護保険料の通知

平成25年度介護保険料の納入通知書は7月中旬に送付します。7月22日を過ぎてもお手元に届かない場合は長寿福祉課へご連絡ください。

保険課からのお知らせ

平成24年中の所得申告はお済みでしょうか？

平成24年中に所得がなかった方でも各種所得証明書の発行や、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算定に必要ですので、必ず市県民税の申告をしてください。

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の特別徴収は口座振替へ変更できます

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料（以下、保険税等）に未納がない方は、申出により特別徴収から口座振替による納付方法へ変更することができます。

※お支払いいただく保険税等の総額は変わりません

新規に口座振替を申し込まれる場合は、先に金融機関へ申し込み後、口座振替依頼書（本人控）、印鑑をお持ちになり保険課窓口で申請手続きをしてください。

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険高齢受給者証 (以下、高齢受給者証) の更新について

高齢受給者証は7月中旬に対象の方へ送付します

現在お使いの高齢受給者証の有効期限は平成25年7月31日です。

高齢受給者証の負担割合は前年の所得等により判定するため、毎年8月に更新されます。これにより、新しい高齢受給者証を7月中旬に対象の方へ、普通郵便にて送付します。

8月以降に医療機関へ受診するときは、新しい高齢受給者証を提示し、有効期限が経過した高齢受給者証はご自身で破棄されるか、保険課に返却してください。

国民健康保険限度額適用認定証および 限度額適用・標準負担額減額認定証 (以下、認定証※) の更新について

※認定証とは

医療機関に認定証を提示することにより、窓口での支払額(保険適用分)が高額療養費の自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の方は入院時の食事代についても減額されます。

認定証の交付には、毎年申請が必要です

現在交付を受けている方の認定証の有効期限は平成25年7月31日です。引き続き認定証が必

要な方や新規で交付申請される場合は、8月以降に国民健康保険被保険者証と認定証(交付を受けていた場合のみ)、印鑑をお持ちになり申請手続きをしてください。なお、認定証の発行期日は申請月の初日です。

ただし、保険税を滞納していると交付されない場合があります。

国民健康保険から勤務先等の医療保険に切り替わった方へ

就職や扶養認定により、国民健康保険から勤務先等の医療保険に切り替わった場合、保険課への届け出が必要です。会社等からの手続きは行われませんので、ご注意ください。

また、医療保険の切り替えの手続き中で、被保険者証が手元がない期間に受診しなければならない場合は、医療機関の窓口へその旨をお伝えください。

届け出に必要なもの

- ◆ 国民健康保険被保険者証
- ◆ 勤務先等から新しく交付された被保険者証
- ◆ 印鑑

▶ 詳しくは、保険課まで

後期高齢者医療制度からのお知らせ

後期高齢者医療被保険者証 (以下、保険証) について

保険証は、毎年8月1日に更新となります。

そのため、現在お持ちの保険証の有効期限は平成25年7月31日です。平成25年8月1日からお使いいただく保険証は、7月下旬に簡易書留郵便にて送付します。現在お使いの保険証(有効期限が平成25年7月31日のもの)は、有効期限を過ぎた後、ご自身で破棄されるか、保険課に返却してください。

なお、8月1日で年度切替となるため、新年度の所得や世帯構成の変更により、保険証に記載している「一部負担金の割合」が変わる(1割から3割へ、3割から1割へ)場合があります。8月1日以降に医療機関を受診される場合は、必ず新しい保険証を提示してください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、認定証※) について

※認定証とは

医療費の支払いや入院時の食事代を軽減するため、住民票上の世帯員すべてが住民税非課税である被保険者の方を対象に、申請により交付するものです。認定証は、毎年8月1日に更新となります。

なお、一度申請をされますと、次の要件①②のすべてに該当する方については新しい認定証を7月下旬に送付しますので、更新の申請は不要です。

- ①平成24年8月1日以降、葛城市で認定証の交付を受けている
- ②平成25年8月1日以降も引き続き住民票上の世帯員すべてが住民税非課税である

児童扶養手当制度

児童扶養手当制度とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に役立て、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当の支給要件

- 次の①～⑨のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童）について、面倒をみている母または面倒をみている生計を同じくする父、養育者に支給します。
- ① 父母が婚姻を解消した児童
 - ② 父または母が死亡した児童
 - ③ 父または母が一定程度の障害の状態にある児童
 - ④ 父または母の生死が明らかでない児童
 - ⑤ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ⑥ 父または母が引き続き1年以上遺棄されている児童
 - ⑦ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童

⑨その他（父母ともに不明である児童など）

資格喪失の要件

支給資格者または対象児童が支給要件に該当しなくなった場合は、ただちに資格喪失届を提出してください。

例

- 婚姻（事実婚を含む）したとき
- 老齢年金や障害年金、遺族年金、遺族補償などを受けるときができるようになったとき
- 児童が児童福祉施設や社会福祉施設に入所したとき など

手当額（月額）

児童1人の場合	
全部支給	41,430円
一部支給	9,780円～41,420円
児童2人以上の加算額	
2人目	5,000円
3人目以降	1人につき3,000円

- ※ 個々の手当額については、児童の人数や受給資格者等の所得等により決定します。
- ※ 平成25年10月分から手当額の引き上げが予定されています。

※ただし、前年の所得が制限額を超過した年度については、一部支給停止または全部支給停止となります。

申請手続きに必要なもの

必要書類がすべて整わないと受付できません。

- ◆ 申請者と該当する児童の戸籍謄本
- ◆ 申請者の普通預金通帳
- ◆ 印鑑
- ◆ その他（必要に応じて提出していただく書類があります）

手当の支給月

手当は認定されると、請求日の属する月の翌月分から支給されます。支払いは定時払いとして年3回（4月期、8月期、12月期）、請求者の指定した金融機関の口座へ振り込まれます。

支払期	支払日	支払対象月
4月期	4月11日	12～3月分
8月期	8月11日	4～7月分
12月期	12月11日	8～11月分

- ※ 支払い日が土・日・祝日にあたる場合は、その直前の金融機関の営業日となります

▼詳しくは、子育て福祉課まで

熱中症にご注意を！

1. 体調を整える

睡眠不足や風邪などで体調の悪いときは、熱中症に陥りやすいので、暑い日中の外出やスポーツは控えましょう。

2. こまめな水分補給

のどが渇いていなくても定期的に水分を補給しましょう。

3. 服装に注意

通気性に優れ、汗を蒸発させやすいものを着用し、外出時には帽子や日傘を使用しましょう。

4. 室内でも注意が必要

室内でも熱中症は発症します。直射日光が室内に入らないように、すだれやカーテンを利用して、室内温度が上がらないように注意しましょう。

児童手当受給者の皆さまへ 児童手当現況届の提出をお忘れなく！

児童手当を受給されている方は、受給者の前年の所得状況と6月1日現在の養育状況など、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するため、**毎年6月中**に『児童手当現況届』を子育て福祉課に提出していただいています。

まだ提出されていない方は、早急に提出してください。

現況届の提出がない場合、受給資格があっても手当を受けることができなくなりますので、必ず提出してください。

▶詳しくは、子育て福祉課まで

葛城市次世代育成支援（後期）行動計画の進捗状況の公表

葛城市では、次世代育成支援行動計画に基づいて各種施策に取り組み、子どもや子育て中の家庭だけでなく、地域全体に笑顔があふれるまちとなるよう、子育て支援の充実に努め、「葛城市にいだかれ、親も子ども笑顔で育つまちづくり」という基本理念の実現をめざし、鋭意取り組んでいるところです。

このたび、平成 24 年度の行動計画の進捗状況を下記のとおりとりまとめましたので、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 6 項に基づき公表します。



事業名・事業の内容	実績・目標値
通常保育事業 保護者の就労等の理由により、十分に保育を受けることができない 0 歳から就学前児童（5 歳児）を対象として、保育を行います。共働き家庭の増加を踏まえながら、通常保育事業を継続して実施します。	平成 24 年度実績：公立保育所 3 か所 私立保育所 3 か所、保育児童 757 人 平成 26 年度目標： 6 か所、定員 830 人
延長保育事業 就労形態の多様化や勤務時間など、保護者の状況に応じた保育時間の延長に対する需要に対応するため、通常保育時間を延長し、保育を行います。 保護者からの実施要望も多く、ワーク・ライフ・バランスの観点からも必要性が高いと考えられるため、延長保育事業を継続して実施します。	平成 24 年度実績： 公立保育所 1 か所 私立保育所 3 か所 平成 26 年度目標：4 か所
放課後児童健全育成事業（学童保育事業） 保護者の就労等により、昼間家にいない家庭における小学生児童に対し、授業終了後に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成に努める事業を行います。 市内で児童館や空き教室を活用して実施しており、新庄学童では、施設の新設を行っています。今後は、定数の見直し等を行いながら、事業を継続して実施します。	平成 24 年度実績：7 か所 学童登録人数 353 人 （登録児童総数 445 人） 平成 26 年度目標：7 か所
一時預かり事業 冠婚葬祭や保護者の入院、育児疲れ等により、一時的に保育を必要とする未就園児の保育を行います。現在、公立 1 か所、私立 1 か所の保育所で行っており、継続してサービス提供の円滑化に努めます。	平成 24 年度実績： 公立保育所 1 か所 私立保育所 1 か所 保育児童数 618 人 平成 26 年度目標：2 か所
子育て短期支援事業（短期入所生活援助・夜間養護） 保護者が病気等の理由で家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合や、何らかの理由で緊急に保護が必要となった場合に、児童福祉施設などで一定期間養育・保育を行います。市内には、実施している事業者がないため、他市町の児童福祉施設との連携を図り、サービスが必要となった場合にスムーズに対応できる体制づくりに努めます。	平成 24 年度実績： 児童養護施設 2 か所と委託契約、 短期入所 利用者無し 夜間養護 利用者無し 平成 26 年度目標：短期入所は児童養護施設に委託、ニーズを踏まえ検討
地域子育て支援拠点事業（ひろば型） 地域の子育て支援の拠点として、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成・支援などを行う地域子育て支援拠点事業を推進します。 市内 1 か所に設置しており、つどいの広場や年齢別つどい（1 歳児・2 歳児）を実施し、未就園児とその保護者を対象に子育て支援を行います。また、集団経験の必要性に伴う支援として、3 歳児とその保護者を対象に子育て教室を実施します。 現在の子育て支援センターは、規模や立地等の問題があり、すべての未就園児親子が利用できないため、つどいの広場、年齢別つどいは、磐城・常麻児童館でも実施しています。今後、増設等について検討します。 また、つどいの広場、年齢別つどいなどに参加している親同士がつながり、サークルづくりなどにつながるよう、支援します。	平成 24 年度実績： 子育て支援センター 1 か所 つどいの広場 126 回 10,300 人 年齢別つどいの広場（0・1・2 歳） 27 回 1,509 人 3 歳子育て教室 20 回 738 人 平成 26 年度目標： 子育て支援センター 2 か所 子育て教室の内容の充実
ファミリー・サポート・センター事業 子どもが健やかに育ち、子育てをしている人が、安心して生活できる環境づくりのため、子育ての助けをしてほしい人（利用会員）と子育てのお手伝いのできる人（援助会員）がそれぞれ会員になり、相互に助け合っていく組織として、事業を推進します。	平成 24 年度実績：1 か所 ファミリーサポート会員数 201 人 平成 26 年度目標：1 か所
特定保育事業 パート勤務等、週 2、3 日程度の保育または午前・午後のみ等の柔軟な保育を行う。ニーズ調査、実施予定になし。一時保育事業で対応可能。	平成 24 年度実績：一時保育事業で対応 平成 26 年度目標：一時保育事業で対応
休日保育事業 就労形態の多様化に伴い日曜・祝日に勤務する保護者に対応し、休日に家庭で保育が困難な子どもに対し保育を行います。	平成 24 年度実績：未実施 平成 26 年度目標：今後のニーズにより検討
夜間保育事業 保育所において、夜間、保護者の就労などで保育に欠ける乳幼児または幼児がいる場合に、その児童を預かり保育をする。	平成 24 年度実績：未実施 平成 26 年度目標：今後のニーズにより検討
病児・病後児保育事業（派遣型・保育型） 病児・病児回復期の、乳幼児を保護者の就労などにより家庭で保育が困難な子どもに対し保育をする。	平成 24 年度実績：未実施 平成 26 年度目標：今後のニーズにより検討

▶子育て福祉課

- まちのニュース
- 市政ニュース
- イベント募集
- 地域安全ニュース
- 子育て健康
- 文化教養
- 情報相談

毎年7月は「差別をなくす強調月間」です

人権啓発ポスター 県出品作品



奈良県では、毎年7月を「差別をなくす強調月間」としてあらゆる差別をなくすための取組が行われています。

人権問題の解決には日常的なたゆまない努力が必要であることは言うまでもありませんが、葛城市でも強調月間を定めることによって、すべての人が「生まれてきてよかった」と実感できる社会、また「差別のない明るい葛城市」をつくるため、人権教育運動（市民）・人権啓発（行政）・人権教育（教育委員会）が互いに連携して、集中的に取組を進めてまいります。

差別をなくす市民集会

とき
7月6日(出)
開会 午後1時30分

ところ
新庄文化会館マルベリーホール

講演
『心 元気に』
「一歩踏み出せば風は変わる」

講師
新井深絵さん
(ソウルゴスペルシンガー)

人権啓発ポスター・標語

「強調月間」の取組の一環として住民の人権意識の高揚を図るために、啓発ポスターおよび標語を募集しました。その結果、次のとおり応募がありました。

ポスター

市内小学校
低学年 435点
中学年 248点
高学年 310点

市内中学校
1095点

標語

市内小学校
556点

市内中学校
1095点

これらの作品を通して、私たちは子どもたちが学校で学んでいる人権教育の内容を知り、子どもたちの素直な気持ちを大切に育てる責任があることを心に刻みましょう。

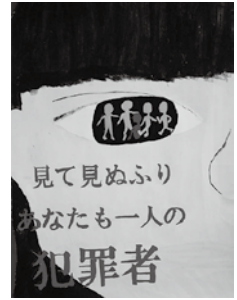
人権政策課

毎月11日は人権を確かめあう日です

奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部 葛城市人権問題啓発活動推進本部

てんいち先生





人権啓発標語作品

思いやり 心と心 つながるよ
 わたし発 みんなに広がり やさしい心
 いつやるの イジメとめるの いまでしょう
 大丈夫 一人じゃないよ みんないる
 勇気こそ いじめをなくす かぎになる
 笑顔はね きずなを結ぶ まほうだよ
 救いの手 小さな手でも 支えの手

平成 25 年度 人権教育講座

人権とは何かを確認し合い、部落問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決を目指し、地域社会における人権意識の高揚を図り、「差別のない明るいまちづくり」を進めるために教育委員会が実施する講座です。市民の皆さま多数のご参加をお願いします。

▶生涯学習課

講座名	とき	ところ	講師・テーマ	定員	参加費
1 講座	7月13日(土) 午後1時30分～ 2時間程度	當麻文化会館	部落解放同盟奈良県連合会女性部長 松谷 操さん 「まちづくり」在日外国人の視点から考えると…	制限なし	無料
2 講座	9月7日(土) 午後1時30分～ 2時間程度	當麻文化会館	天理大学おやさと研究所教授 佐藤孝則さん 「環境問題と人権」 ～多世代にわたる公害被害者の人権問題～	制限なし	無料
3 講座 (★)	11月14日(土) 午後0時30分(出発) 午後5時(帰着予定) ※マイクロバス利用予定	宇陀市 (現地学習)	奈良県立同和問題関係史料センター係長 奥本武裕さん 大宇陀の歴史と生活に学ぶ	25名	無料
4 講座	1月18日(土) 午後1時30分～ 2時間程度	當麻文化会館	奈良県人権教育推進協議会副会長 田仲敦三さん 人権教育の新たな潮流	制限なし	無料

★第3講座(現地学習) … マイクロバスで宇陀市の会場まで送迎いたします。(當麻庁舎集合、解散予定)

募集期間 10月1日(火)～18日(金)

申込方法 生涯学習課で受付します。なお、定員(25名)に達し次第、締め切らせていただきます。ご了承ください。

まちの
ニュース

市政
ニュース

イベント
募集

地域安全
ニュース

子育て
健康

文化
教養

情報
相談

新庄・當麻

スポーツセンタープールオープン！7月20日(土)～8月31日(土)

営業時間	午前の部	9時～正午
	午後の部	1時～5時
料金	市内の方	無料
	市外の方	午前 子ども：100円 大人：200円
		午後 子ども：200円 大人：300円
※午前・午後と入る場合はそれぞれ料金が必要です。		
休み	毎週火曜日と第2・第4水曜日	

新庄スポーツセンターのプールは、
8月10日(土)・11日(日)は午後9時まで
ナイト営業します！

▶ 体育振興課



7月・8月は、「青少年の非行・被害防止強調月間」です

次代を担う青少年が、豊かな個性と能力を培い、非行に陥ることなく、心身ともに健やかに成長することは、社会全体の願いです。

しかしながら、犯罪少年の人口比における増加や、インターネット・図書類から有害な情報が氾濫するなど青少年を取り巻く社会環境は憂慮すべきものがあります。

国では7月を、奈良県では、児童・生徒の夏休みにあわせ、毎年7・8月を「青少年の非行・被害防止強調月間」に定め、青少年の非行防止と保護の徹底や意識の高揚を図っております。

本市においても、「社会を明るくする運動」の啓発活動とも協調を図る中で、非行・被害防止活動を展開していきます。

子どもの非行を防ぐには、非行を早く発見して適切な措置をとることが大切です。非行に走らないように、また、被害にあわないように、みんなで温かく見守っていくことも必要です。

育てよう 地域の子、
目をかけ、声かけ、心かけ

▶ 葛城市教育委員会
葛城市青少年健全育成協議会

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

第63回 “社会を明るくする運動” にご協力を

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちが非行に陥った少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

この運動は法務省が主唱し、地方公共団体やさまざまな民間団体の参加・協力のもと毎年7月を強調月間とし、全国的な運動を展開されており今年で第63回を迎えます。

今年は、本運動の行動目標を

- ①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- ③これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう

とし、重点事項として「立ち直りを支える取り

組みについての協力の拡大」「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」を掲げています。

地域住民の連帯を強め、地域の犯罪や非行を抑止する力を増進するため、誰もが幅広く参加できる犯罪予防活動を展開し、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行に陥った人たちの立ち直りを支えることへの理解と協力を訴えるものであります。

本年も「社会を明るくする運動」の諸活動がより多くの方々の理解と参加を得て実施できますようご協力をお願いいたします。

▶ 北葛城地区保護司会・奈良保護観察所

平成26年度

市立幼稚園・小・中学校および県立特別支援学校への入園・入学に伴う教育相談

本市教育委員会では、適切な就園・就学を進めるため、次のとおり教育相談を実施します。ご希望の方は、この機会にぜひお申し込みください。

対象

平成26年4月に市立幼稚園・小・中学校および県立特別支援学校小・中学部へ入園・入学予定で、現在市内の私立保育園および市外の幼稚園・保育園(所)・その他教育機関に在籍、またはそれらに未就園(所)のお子さまとその保護者

※現在市立の幼稚園・保育所・小学校に在籍中のお子さまに係るご相談は、巡回中の葛城市適応指導教室の心理士が対応させていただきます。ご遠慮なく在籍園・所・校にお申し出ください。

相談日時

9月・10月を予定しています。
※日程は、お申し込みいただいた方と調整します。



相談場所

當麻文化会館・市役所當麻庁舎(予定)

相談内容・相談方法

就園・就学にあたって心配な事柄
○専門の先生が相談に応じます
○お子さまには、問答や簡単な作業をお願いする場合があります

○相談料は無料です

○相談内容の秘密は厳守します

相談時間

1人あたり
1時間半〜2時間程度

申し込み

8月23日(金)までに、学校教育課へお申し込みください。

▼詳しくは、学校教育課まで

就職支援セミナー

奈良労働局の就職支援セミナーです。

とき

①自己分析と求職活動の方法
7月9日(火)・23日(火)

②応募書類の書き方
7月10日(水)・24日(水)

③面接の受け方
7月2日(火)・16日(火)・30日(火)

④中高年齢者の求職活動
7月3日(水)・17日(水)・31日(水)

※時間はいずれも
午後1時30分〜3時30分

ところ

ハローワーク大和高田

(大和高田市池田574-6)

申し込み

○電話

【0120(004)660】

(平日午前9時〜午後5時15分、土・日・祝日を除く)

○FAX

【0120(170)245】

※申込用紙は奈良労働局のホームページからダウンロードできます

問い合わせ

ハローワーク大和高田

【0745(52)5801】

外国人住民の方へ、住民票コード通知票を送付します！

平成25年7月8日から、外国人住民の方についても住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の運用が開始されます。住基ネットの運用開始に伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コードが記載されますので、記載された住民票コードを通知票として送付します。



住民票コードは、一部の行政手続きにおいて記載を求められることがありますので、大切に保管しておいてください。

なお、住基ネットの運用開始にあたり、外国人住民の方がご自身で手続きを行う必要はありません。

住基ネットの運用が開始されると、例えば次のことができるようになります！

- お住まいの市区町村以外でも住民票の写しの交付を受けることができるようになります
※住基カードまたは在留カード等の提示が必要です
- 一部の行政機関で、住民票の写しの提出の省略が可能となるなど、手続きが簡略化されるようになります
- 住民基本台帳カード(住基カード)の交付を受けることができるようになります
- 住基カードに電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続きのインターネット申請ができるようになります

▶詳しくは、市民窓口課まで

耐震診断費用を助成します

多くの犠牲者を出した平成7年の阪神・淡路大震災における犠牲者の9割近くが住宅の倒壊による圧死・窒息死によるものでした。

地震から家族と財産を守るには、強いわが家にするのが不可欠で、その第一歩が、わが家の健康診断ともいえる「耐震診断」です。

本市では、「耐震診断」にかかる費用を全額助成する事業を行っています。ぜひ、この機会に「耐震診断」を受けてみてはいかがでしょうか。

次のすべてを満たすものが対象となります

○市内にある木造住宅（一戸建ての住宅、長屋および共同住宅）のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたもの

○延べ床面積がおおむね250㎡以下のもの

○階数が2以下のもの（地階を除く）



その他（留意事項）

※耐震診断を受ける前に、申し込み手続きをしていただくことが必要です。

※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

※添付書類として、建物の写真・位置図・建築年の確認できるものが必要で

※診断は市と契約した耐震診断員によって目視で行われます。機械精密検査ではありません。

耐震診断申し込み受付期間

7月1日(月)～11月29日(金)

(土・日・祝日を除く)

※定員になり次第終了します

問い合わせ・申し込み

生活安全課（新庄庁舎）

※当麻庁舎での受付は行っておりません

耐震改修工事費用の一部を補助します

住宅の耐震化を促進し、災害に強い安全・安心なまちづくりを進め、市民の生命および財産の保護を図ることを目的に、木造住宅の耐震改修に要した費用の一部を補助します。

補助対象住宅

補助対象住宅

①昭和56年5月31日以前に着工した、市内に存する木造の一戸建住宅または併用住宅（店舗等用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）

②耐震診断の結果、構造評点が1.0未満の住宅

補助対象者

耐震改修工事を行う補助対象住宅の所有者等で、市税等を滞納していない方

耐震改修工事

耐震改修前の構造評点1.0未満のものを改修工事後の構造評点1.0以上の数値となる改修工事

補助金

耐震改修工事費	補助金額※
50万円以上 200万円以下	20万円
200万円超 300万円以下	左記の額に 0.1を乗じた額（※）
300万円超	30万円

※千円未満の端数は切り捨てます

◆住宅の所有者等が確認できる書類

◆耐震診断の結果の写し

◆耐震補強設計図書

◆耐震改修工事工程表 など

◆ご注意ください！

※耐震改修の工事に係る契約を締結する前に、必ず補助金交付申請の手続きを行ってください。

※補助金の交付決定以前に工事を着手した場合には、補助金を交付できませんのでご注意ください。

交付申請

補助金の交付を受けようとする方は、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書に関係書類を添えてお申し込みください。

関係書類

◆耐震改修工事見積書および内訳書

◆補助対象住宅の付近見取図および写真

◆現況配置図、平面図

◆着工日を証明する書類（建築確認通知書等）

耐震改修補助申し込み受付期間

7月1日(月)～9月30日(月)

(土・日・祝日を除く)

※予算の範囲内での受付となります

問い合わせ・申し込み

生活安全課（新庄庁舎）

※当麻庁舎での受付は行っておりません

注文した覚えのない健康食品の

送り付けに注意してください！

悪質な送り付け商法が、全国的に急増しています。奈良県内でも、特に高齢者を中心に、注文した覚えのない健康食品の送り付けの相談が多く寄せられています。

「以前、注文のあった健康食品をこれから送る」などと突然電話があり、注文した覚えがないと断ると、強引に健康食品の購入を迫られた、などの相談が寄せられています。中には、業者に「弁護士を連れていく」「損害賠償を請求するぞ」と暴言をはかれ、やむなく商品を購入してしまった事例もあります。



アドバイス

- 申し込んだ覚えもなく、必要のない商品の勧誘はきっぱりと断りましょう。
- 了承していないにもかかわらず一方的に商品を送り付けられた場合は、支払の義務はありません。商品が届いても、安易に受け取らないようにしましょう。
- 電話がかかってきたときや、商品を受け取り拒否するとき

は、業者名と連絡先を控えておきましょう。

○断りきれず承諾し商品が届いてしまった場合、クーリング・オフをできる場合があります。困ったときは、消費生活相談窓口にご相談ください。

○最近では、自宅に行くと言いますが、最近も悪質化してきています。勧誘時に脅される等恐怖を感じるがあれば、警察にも相談しましょう。

葛城市・御所市消費生活相談

毎週開催しています。
23ページをご覧ください。

奈良県消費生活センター

とき

毎週月～金曜日(祝日を除く)
午前9時～午後4時30分
☆電話での相談もできます。

問い合わせ

消費生活センター 中南和相談所
(大和高田市大和98-4)
☎0745(22)0931
消費生活センター
(奈良市登大路町10-1)
☎0742(26)0931

夏の事故を防ごう！

花火の事故に注意！

これから本格的な夏を迎え、家族そろって花火を楽しむ季節がやってきました。

ところが、毎年夏になると必ずと言ってよいほど花火による事故が起こっています。花火をするときは、必ず次のことに注意しましょう。

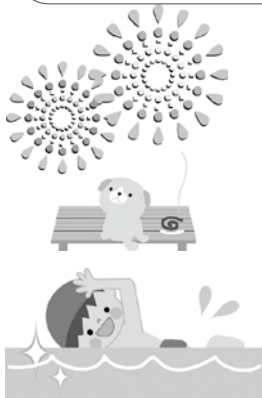
- ①子どもたちだけで遊ばせないようにしましょう
- ②燃えやすい物の近くで遊ばないようにしましょう
- ③花火をほぐしたり、何本もまとめて点火しないようにしましょう
- ④必ず水の入ったバケツを準備しましょう
- ⑤風の強い時はやめましょう
- ⑥取扱説明書を必ず読んでから遊びましょう

水の事故に注意！

暑さとともに、海やプール、川で遊ぶ機会が多くなり、それに伴って水による事故が心配な季節です。

水による犠牲者を出さないため、次のことに注意しましょう。

- ①子どもたちだけで、川や池で遊ばせないようにしましょう
- ②危険な川や池に近寄らないようにしましょう
- ③急激な川の増水に注意しましょう



▶消防署への問い合わせは、
一般 ☎(69) 7171
火災案内 ☎(69) 9988

☎119 ~火災・救急・救助の統計~

平成 25 年 5 月中		平成 25 年の累計	
火災	1件	火災	2件
救急	119件	救急	568件
救助	2件	救助	13件

住宅用火災警報器 つけましたか？
設置後は、消防署へ届出を！

広告を募集しています

媒体	広告料
広報かつらぎ	1号につき 10,000円
ホームページ	月額 5,000円
公共バス 「葛城号」・「ミニバス」	月額 1,000円～4,500円 ※掲載位置により異なります

皆さまの大切な資産を活用することで得られた広告料収入は、市政の貴重な財源として役立てられます。

▶広告掲載に関するお問い合わせは、企画政策課まで

まちの
ニュース

市政
ニュース

イベント
募集

地域安全
ニュース

子育て
健康

文化
教養

情報
相談



▶子育て支援センター
(新庄健康福祉センター内)
☎ (69) 5241
FAX (69) 5301

つどいの広場で、乳幼児と中学生がふれあいます

昨今、少子化の影響で、小さい子とかかわったことがないままで親になった人もたくさんいます。地域の小さい子どもと、少しでもかかわることができるように中学生とのふれあい交流が始まりました。

そしてこの交流会は、中学生が乳幼児とふれあいながら命の尊さや乳幼児への愛情を持つことで、小さい子どもを抱っこしたり遊んだりすることが楽しいと思えるような体験をすることを目的としています。同じ地域に住む大きいお兄ちゃんやお姉ちゃんと一緒に遊ばせたいと思われる方はぜひ、つどいの広場に遊びにお越しください。この交流は7月24日(水)から始まります。

お楽しみ土曜日・夏祭りに遊びに来ませんか？

親子や友だちと一緒に夏祭りに参加し、楽しいひと時を楽しみましょう！

とき 7月13日(土) 午前10時～正午

ところ 當麻スポーツセンター

対象 市内在住の1歳ぐらいから小学校6年生までの子ども

内容 おやつつり・ボール投げなど、7つのお店と作って遊ぶコーナーがあります。

参加費 1人200円(当日徴収)

持ち物 品物(景品等)を入れる袋

※ただし、数に限りがありますので、なくなり次第終了します。



7月	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

8月				1	2	3
	4	5	6	7	8	9
	11	12	13	14	15	16
	18	19	20	21	22	23
	25	26	27	28	29	30

■つどいの広場 ■わんぱくルーム
■キンダーランド ■ひよこルーム

こあらルーム…7月8日(月)

らっこルーム…7月22日(月)

★つどいの広場には、お話を楽しむ日と童謡を楽しむ日があります。どの施設にも参加できます。

お話を楽しむ日 午前10時30分～

○7月1日(月)當麻文化会館3階

○7月3日(水)磐城児童館

○7月10日(水)子育て支援センター

童謡を楽しむ日 午前10時～

○7月1日(月)子育て支援センター

7・8月の予定

葛城っ子スペシャルショット

みんなそろって、運動にチャレンジ！

新庄北幼稚園



元気・笑顔いっぱい、運動大好きな42名の子どもたち！ さあ、今年も色々な運動にチャレンジしましょう！

1日のスタートは、年長・年少のペアが一緒になって活動する「わくわくタイム」です。今ではすっかり子どもたちの楽しみの1つとなり、年長児の「わくわく隊長」を中心に展開しています。5月は、手作り教材のペットボトル・ハードルを跳び越したり、段ボール・トンネルを

くぐったり夢中になりました。

また先日は、小学校の広い運動場で、友だちと力を合わせ、大きな大きな鯉のぼりを持って走ることに挑戦しました。走る鯉のぼりには、みんなビックリ仰天！

これからも、園にある物は何でも運動遊びの用具に変身させ、子どもたちの運動心を1つにして、もっとやりたい・挑戦したい・繰り返したい等の気持ちを育てていきます。





葛城市健康増進計画「きらり葛城 21」歯の健康分野から Part II ライバルに負けるな！チャレンジ！むし歯なし！



定期健診で 6024 を目指そう！

健康増進課
(新庄健康福祉センター)
☎ (69) 9900

この 1 年に歯の定期健診を行ったか(表 1)
A…行った
B…行っていない
C…不明・無回答

	A	B	C
全体	39.1	60.1	0.8
男性	31.2	68.3	0.5
女性	45.0	53.9	1.1

60 歳代の歯の定期健診受診状況と歯の本数(表 2)
A…24 本未満
B…24 本以上
C…不明・無回答

	A	B	C
行った	40.3	59.7	0.0
行っていない	50.0	40.3	9.7

皆さんは、食後には歯磨きをされていると思いますが、歯の定期健診は受けていますか。平成 24 年度の葛城市での調査によると、1 年以内に歯の定期健診に行った人の割合は 39.1%となっています(表 1)。歯医者には、むし歯や歯周炎などの症状が出てから受診するイメージがありますが、健康を維持するためには、人間ドックなどの健診と同じように、歯の定期健診も欠かせません。**60 歳代の定期的に健診を受けている人は、受けていない人よりも歯の本数が多い人の割合が高いことがわかっています。**(表 2)

健康で快適な生活を送るためには、自分の歯でおいしく食べられることも大切です。そのためには、歯の喪失を防ぎたいものです。「8020(ハチ・マル・ニイ・マル)運動(80 歳で 20 本の歯の保つ)の実現をはかるため、まずは「6024(ロク・マル・ニイ・ヨン)」(60 歳で 24 本の歯を保つ)を目指し、歯の定期健診を受けましょう。

子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的な勧奨の差し控えについて

接種対象者は、小学校 6 年生から高校 1 年生までの女子です。

6 月 14 日付けで厚生労働省から、「子宮頸がん予防ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が子宮頸がん予防ワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでない」と通知がありました。

この通知は、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種を中止するものではありませんが、ワクチンを接種される方は、その有効性と接種による副作用が起こるリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。

詳しくは、市ホームページをご覧になるか、健康増進課 ☎ (69) 9900 へお問い合わせください。

献血
ご協力お願いします
8月5日(月)
新庄庁舎前
午前9時30分～
午後4時

個別胃がん・大腸がん検診・前立腺がん検診・肝炎ウイルス検査実施中！

実施期間 6月1日(土)～平成 26 年 3 月 31 日(月)

詳しくは、健康増進課まで

乳幼児各種健診・予防接種等の実施日程表 (7月10日～8月9日)

事業名	対象	実施日	受付時間	実施場所
予防接種・乳幼児健診問診票等交付会	平成 25 年 5 月生まれ	7 月 10 日(水)	午前 9 時 45 分～	新庄健康福祉センター
4 か月児健康診査	平成 25 年 3 月生まれ	8 月 1 日(木)	午後 1 時 30 分～ 2 時 45 分	當麻保健センター
10 か月児健康診査	平成 24 年 9 月生まれ	8 月 6 日(火)	午後 1 時 30 分～ 2 時 45 分	當麻保健センター
1 歳 6 か月児健康診査	平成 23 年 11 月 15 日～ 平成 23 年 12 月 27 日生まれ	7 月 19 日(金)	午後 1 時 30 分～ 2 時 45 分	新庄健康福祉センター
2 歳 6 か月児歯科健康診査	平成 22 年 11 月 29 日～ 平成 23 年 1 月 13 日生まれ	7 月 25 日(木)	予約制	新庄健康福祉センター
3 歳 6 か月児健康診査	平成 21 年 11 月 5 日～ 平成 21 年 12 月 20 日生まれ	7 月 11 日(木)	午後 1 時 30 分～ 2 時 45 分	新庄健康福祉センター
乳幼児健康相談	小学校入学以前の乳幼児	7 月 26 日(金) 7 月 29 日(月)	午前 10 時～11 時	新庄健康福祉センター
		8 月 1 日(木)	午前 10 時～11 時	當麻保健センター
成人健康相談(歯科相談)	市内在住の方 (歯周病等にお悩みの方)	7 月 24 日(水)	午前 10 時～11 時	新庄健康福祉センター

※年間の予定は、健康カレンダーでご確認ください。

まちのニュース

市政ニュース

イベント募集

地域安全ニュース

子育て健康

文化教養

情報相談

歴史博物館 ガイド

歴史博物館
【☎ (64) 1414】
忍海 250-1
近鉄忍海駅下車すぐ

【公開講座】 第4回葛城学へのいざない

『竹内街道の成立』

とき 7月13日(土) 午後2時～
ところ 歴史博物館あかねホール
講師 神庭 滋 (当館学芸員)
定員 150名程度・参加無料
申し込み 電話もしくは事前に直接窓口にて受付

【夏季企画展】 竹内街道成立 1400年記念

『孝女伊麻と竹内街道』

～今市物語絵巻に描かれた孝女伊麻～

会期 7月20日(土)～8月25日(日)

江戸時代の中頃、とても親孝行な娘として大和国の内外にまで広く知られた孝女伊麻。その伊麻の生涯が、美しい絵と格調ある詞書で表現された「今市物語絵巻」を中心に、江戸時代以降の竹内街道関連資料とともに展示します。

伊麻は葛城の今市村(現:葛城市南今市)に生まれ、その後奉公により竹内村で暮らしていましたが、父が重い病の時もその看病に献身的に尽くすなど、日ごろ数々の親孝行ぶりに、当時の領主で郡山城主の本多政勝侯から褒美を与えられました。そして、その評判は葛城地域のみならず、大和国外にまで広く知れ渡るようになりました。

また、俳聖として世に知られる松尾芭蕉も、竹内を訪れたおりにこの伊麻に会い、その時の感動を知人に伝えて



▲「今市物語絵巻」(江戸時代)
松井和男氏所蔵

ています。

この孝女伊麻のお話は、物語や絵巻としていくつかの作品が伝えられていますが、今回展示の「今市物語絵巻」は、その中でも決定版ともいえる名作です。

作品の絵は画僧古畑こかた(1653-1717)筆、詞書は公家の武者小路実陰(1661-1738)の書。

今年が、竹内街道成立 1400年の記念の年となることから、当館での特別公開となります。ぜひお見逃しなく!

主な展示品

1. 「今市物語絵巻」1巻(長さ15m 20cm)

※期間中、絵巻の巻替えを行います。

前半: 7月20日～8月5日

後半: 8月7日～8月25日

2. 江戸時代以降の竹内街道の関連資料

入館料 大人 200円 高校・大学生 100円

小・中学生 50円

開館時間 午前9時～午後5時

(入館は午後4時30分まで)

休館日 毎週火曜日/第2・第4水曜日



文化会館

ニュース



新庄文化会館
【☎ (69) 4600】
當麻文化会館
【☎ (48) 5000】

マルベリー J-POP 限定! のど自慢大会

今年の「J-POP 限定! のど自慢大会」は審査員にキャレスインターナショナル代表取締役社長・吉永曜子さんを迎えて、ゲストはキャレスから「CUTE × BEAT」がパワフルステージを披露します。

☆**入場無料**

とき 7月15日(月・祝)

開場 午後1時

開演 午後1時30分

ところ 新庄文化会館マルベリーホール



(CUTE × BEAT)

當麻文化会館開館 25周年記念事業

第3回 夕涼みコンサート

真夏の熱帯夜を吹き飛ばそう!

當麻文化会館で活動しているアンサンブルウィズによる恒例の真夏のアンサンブルコンサート!

来場者にはうちわをプレゼント♪

子ども向けにスーパーボールすくいもあります。

節電対策に當麻文化会館に皆さん集合しましょう!

☆**入場無料**

とき 8月17日(土)

開演 午後7時～

ところ 當麻文化会館ホール



催し物のご案内

▶新庄文化会館 (マルベリーホール)

8月4日(日)

平原綾香 10th Anniversary
CONCERT TOUR 2013

☆チケットは完売しました

とき 午後5時30分～

連絡先 新庄文化会館

▶當麻文化会館 (ホール)

8月4日(日)

カラオケ鈴「熱唱会」

とき 午前9時30分～

連絡先 カラオケ喫茶 鈴

【☎ 0745 (25) 0789】

広告 (広告を募集しています)

ホンキのブカツ

新庄・白鳳中学の部活動を毎月1クラブずつ紹介します。中学生たちが、仲間とともに「本気」で取り組む「部活」への思いをお届けします。



柔道部

岩崎一輝 主将 石倉広大 顧問 部員6名

白鳳

教えのすべてを吸収して、力にしたい！

6人で心を一つに練習に打ち込む、白鳳中学校柔道部。平成21年に新設された武道場は、1階が剣道場、2階が柔道場として利用されています。

「少ない人数ですが、皆で協力し合って頑張っています。相手との1対1の駆け引きが柔道の醍醐味です。ボランティアの方の指導を受けるときはすべてを吸収するという心構えで練習に臨みます」と主将の岩崎さん。自分たちで考えた練習メニューの積み重ねでつちかっただ体力と精神力で今月の県総体に挑みます。



書道部

辻本恵利 部長 中野淳子・伊東嘉子 顧問 部員31名

新庄

書を通して、「つながり」を深める

新庄中学校書道部は、31人の部員が毛筆・硬筆検定の受検や展覧会への出品作品の制作に日々励んでいます。また、幅広く日本文化に取り組むことでより深く書道に興味を持てるようにと、茶道や華道、篆刻にも挑戦。毎年、文化祭では美術部とコラボレーションした作品を出展するなど、部を超えたつながりを大切にしています。部長の辻本さんは「今は硬筆検定合格を目標に皆で頑張っています。書道は初心者でも先輩たちが気楽に教えてくれる、仲が良くて楽しい部です」と話します。

新庄図書館
【☎ (69) 4646】
当麻図書館
【☎ (48) 6000】



図書館 わらべうた講座

わらべうたと絵本を楽しみましょう。

対象 大人

とき 7月28日(日) 午後2時～3時30分

ところ 当麻図書館2階研修室

講師 岩出 景子さん(野の花文庫主宰)

夏休みはブックラリーに挑戦！

本を読んで、その内容に関するクイズに答えながらゴールを目指します。楽しみながらたくさんの本に親しめる「ブックラリー」にぜひ挑戦してください。

対象 子ども

とき 7月13日(土)～8月31日(土)

ところ 新庄・当麻図書館

木とあそぼう！木工工作

木切を組み合わせて自由につくりましょう！

(くぎは使用しません)

対象 子ども(小学生未満は保護者同伴)

とき・ところ 8月3日(土) 当麻図書館2階研修室

8月4日(日) 新庄図書館ふれあいルーム

(時間はどちらも午後1時30分～)

参加費 200円(ポンド代)

募集人数 各日30名(先着順)

☆講座の申し込み・問い合わせは各図書館まで。

新着図書

【一般書】

聞かないマスコミ答えない政治家 池上 彰 新庄館
ハウス食品社員のおうちカレーレシピ

ハウス食品株式会社 当麻館

歳月がくれるもの

田辺 聖子 新庄館

【児童書】

なぞなぞふしぎのくに

深見 春夫 当麻館

切り株ものがたり

今井 恭子 当麻館

わたしには夢がある

カディール・ネルソン 新庄館

おはなし会のお知らせ

とき 7月21日(日) 午後1時30分～

ところ 当麻図書館おはなしの部屋

プログラム ◇絵本 かきごおり

☆おはなし やせたメンドリ 他

とき 7月27日(土) 午後2時～

ところ 新庄図書館ふれあいルーム

プログラム ◇大型絵本 とべバッタ

☆おはなし こすずめのぼうけん 他

※◇…小さい子向け、☆…大きい子向けのプログラム

※おはなしが始まると部屋には入れません。

時間に間に合うようにお越しくください。



まちの
ニュース

市政
ニュース

イベント
募集

地域安全
ニュース

子育て
健康

文化
教養

情報
相談

葛城市納涼花火大会

とき 7月28日(日)

花火打上時間 午後8時～

花火打上場所 屋敷山公園一带

主催 葛城市納涼花火大会実行委員会

後援 葛城市、葛城市観光協会

問い合わせ

葛城市商工会【☎(69)8019】

更生保護「ひまわりテレホン」

～保護司による電話相談～

犯罪や非行にいたった人々の社会復帰を支援し、家族の悩みもお聞きします。また、非行・いじめ・しつけ・友人関係などでお困りの方、ひとりで悩まないでお電話ください。

○秘密は守ります

○匿名でもお受けします

○相談は無料です

ひまわりテレホン

【☎0742(20)6000】

時間 午後1時～4時

(日・祝日を除く)

▶奈良保護観察所

【☎0742(23)4869】

ごみ収集日のお知らせ

7月15日(祝)の、

新庄地区の一般家庭ごみ収集は通常通り行います。

スプレー缶には
穴を空けてね!



▶新庄クリーンセンター

企業合同説明会

就職希望者の“就活”を応援します!

おおむね35歳未満の方、平成26年卒業予定の方および卒業後3年以内の求職者(新卒扱い)を対象に開催されます。多くの企業の方と会って希望企業を見つけ、正社員就職への一歩を踏み出しましょう。

とき 8月6日(火)

受付 午前10時30分

午前11時～午後4時

ところ 奈良県文化会館

(奈良市登大路町6-2)

参加予定企業 約40社

その他

履歴書・予約は不要、参加無料

問い合わせ

ならジョブカフェ・(社)奈良経済産

業協会 若年者地域連携事業

【☎0742(20)2210】

市町村振興宝くじ発売

お買い求めは県内で!

サマージャンボ宝くじ・2000万サマー(市町村振興宝くじ)が発売されます。この宝くじの収益金は県内市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域の皆さまの福祉向上のために使われます。

皆さまがお住まいの地域の収益金増収のため、宝くじはぜひ県内の宝くじ売場でお買い求めください。

発売期間 7月10日～8月2日

当せん金 サマージャンボ:1等・

前後賞あわせて5億円 2000万

サマー:1等2千万円×450本

問い合わせ 公益財団法人奈良県市町村振興協会【☎0744(29)8256】

被害者支援ボランティア募集

犯罪や事件・事故の被害に遭われた方や遺族の方のために電話相談や生活支援、警察や病院等への付き添い等の直接支援をするボランティア支援員を募集しています。一定の講座を受けていただき、ふさわしい方に委嘱します。

募集期間 7月1日(月)～31日(水)

募集人数 20名程度

応募資格 県内在住の成人で犯罪被害者等の支援活動の趣旨に賛同し、ボランティアとして積極的に参加できる方

(性別、職業、学歴は問いません)

その他 応募された方には書類選考の上、面接を実施します。支援活動に必要な知識、技能を習得するため、一定の講座を受講していただきます。

講習

8月23日(金)～11月29日(金)頃を予定(毎週金曜日の午後1時からおおむね90分2コマ講義)

問い合わせ

公益社団法人なら犯罪被害者支援センター事務局

(奈良市東向中町6 奈良県経済倶楽部経済会館4F)

【☎0742(26)6935】

受付 午前10時～午後4時

(土・日・祝日を除く)

第6回戦争体験を聞く会

とき 8月11日(日)

午後1時30分～4時

ところ 當麻文化会館大研修室

問い合わせ 河合【☎(69)4576】

広告(広告を募集しています。詳しくは、企画政策課まで)

Information

情報コーナー＆無料相談

相談	とき	ところ	予約	問い合わせ	
人権・行政・心配ごと相談	7月11日(木) 午前9時～正午	新庄庁舎	不要	総務財政課・人権政策課 または社会福祉協議会 【☎(48) 3373】	
	7月18日(木) 午前9時～正午	忍海集会所			
	7月25日(木) 午前9時～正午	當麻文化会館			
	人権に関する悩み、行政に対する相談、暮らしの中での心配ごとにも、専門の相談員が応じます。				
弁護士による法律相談	7月18日(木) 午後1時～4時	新庄庁舎	要	企画政策課	
	7月25日(木) 午後1時～4時	當麻文化会館			
	奈良弁護士会所属の弁護士が、法律に関する相談に応じます。(1回20分)				
中南和 法律相談センター 法律相談	毎週月曜日 午後1時～4時	五條市福祉センター	要	奈良弁護士会 【☎0742(22)2035】 ※左記以外の会場・日程もあります。 詳しくは、お問い合わせください。	
	毎週火曜日 午後1時～4時	桜井市役所			
	毎週木曜日 午後1時～4時	大和高田市総合福祉会館			
	奈良弁護士会所属の弁護士が、法律に関する相談に応じます。(1回30分)				
子ども・若者サポート相談	毎週月・木・金・土(祝日除く) 午前10時～正午、午後1時～4時 ※毎週日曜日は受付のみ可	當麻文化会館内	要	サポートルーム(生涯学習課) 【☎(48) 8639】 <small>ハローササキ</small>	
社会生活を営む上で悩みを有する方や家族に、臨床心理士による相談や支援機関の紹介を行います。					
ひとり親家庭の出張就業相談	7月12日(金) 午前10時～午後4時	當麻庁舎	要	子育て福祉課	
ひとり親家庭を対象に、就業に関する相談に応じます。					
増改築・耐震相談	7月7日(日) 午前9時～正午	當麻文化会館	不要	葛城市建築組合または都市計画課 藤井本正明【☎(69)2753】(當麻) 藤井本弘【☎(69)2877】(新庄)	
	7月27日(土) 午後1時～5時	中央公民館			
	8月4日(日) 午前9時～正午	當麻文化会館			
	増改築や耐震に備えての相談に応じます。				
消費生活相談	毎週月曜日	午前10時～正午	新庄庁舎	不要	商工観光課または御所市役所市民課 【☎0745(62)3001】
	毎週木曜日	午後1時～4時			
	[架空請求]や[悪質商法]などの消費生活に関する相談に応じます。				

まちのニュース

市政ニュース

イベント募集

地域安全ニュース

子育て健康

文化教養

情報相談

今月の 休館・休園日	7月														8月																			
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3
新庄図書館	※	休							休	休					休							休	休						休	※				
當麻図書館	※	休							休	休					休							休	休						休	※				
新庄文化会館		休							休	休					休							休	休						休					
當麻文化会館		休							休	休					休							休	休						休					
歴史博物館		休							休	休					休							休	休						休					
相撲館		休	休						休	休					休	休						休	休						休	休				
當麻スポーツセンター		休							休	休					休							休	休						休					
コミュニティセンター		休							休	休					休							休	休						休					
中央公民館		休							休	休					休							休	休						休					
ふるさと公園		休	休						休	休					休	休						休	休						休	休				
葛城山麓公園	休							休	休						休	休						休	休						休					
いきいきセンター							休							休	休						休							休						休
ゆうあいステーション	休						休								休							休							休					

※：整理休館日



かつらぎだより

葛城ゆかりの輝く人を紹介します

糊のキャンバスから生まれる色と模様は、まさに「一期一会」。墨流し染めの伝統をつなぎたい



安川忍さん

Yasukawa Shinobu

1951年、豊生まれ。現代墨流し染め(モダン・マーブル・アート)職人として多方面で活躍中。「株式会社染美堂」代表取締役、スペイン国立プラド美術館財団会員。置在住、62歳。

糊の上に流した染料へ布を浸し、瞬時にその模様を写し取る「墨流し」の技法。小学校の図工の時間に、洗面器に染料を垂らして紙を浸けたという経験がある方もいるかもしれません。安川さんはこの伝統工芸である墨流し技法に新しい芸術性を追求した『染め』を行い、国内外に向けてさまざまな作品を発表しています。

「同じ柄は二度と出来ないところが墨流し染めの最大の魅力です。そこには、具体的にイメージした図柄でないものや思いがけない色も浮かび上がってきますが、それもまた面白みのひとつ。糊が生み出す色と模様には底知れぬ味わいがあります。その糊との対話をじっくり楽しみたいですね」

すでに9世紀に、古今和歌集の歌に詠まれていたという「墨流し」。墨流しで柄を写した和紙に歌を読んだり、手紙や物語を書いていました。この技術は日本が発祥といわれ、その後14～15世紀にシルクロードを経て西洋に伝えられ、マーブリングという名前で、模様の転写技術として伝わりました。

「私の墨流し染めは、完成まで長い時間がかかります。まず、糊の上に流した染料が浮かぶ水面に、木綿針のような細いものからガラス棒、掃除用のベラなどを使って慎重に模様を書いていきます。そして2人がかりで日本絹の布を浸して、瞬時に写し取り、静かに持ち上げます。その後は乾燥、蒸気蒸し、お湯洗い、水洗い、アイロ

ンがけ、ふちがかりなどを経て、やっと完成するんですよ」

『染美堂』は昭和20年代から薑に工房を構え、安川さんは父の跡を継いで2代目。現在は、奥さんと二人三脚でスカーフやストール、ネクタイ、帽子などを作りながら、世界各国のアートエキスポへ出品し、高い評価を受けています。

また、生まれてからずっと薑で暮らしてきた安川さん。葛城の美

しい自然やゆっくりとした時間の流れ方は、墨流し染めの作品づくりには欠かせないと考えています。

「この辺りの忍海一帯には、歴史の面影があふれています。古い伝統を守りながら新しいものを創造していくというこのまちの姿と同じように、日本古来の墨流し染めの文化を守りながら、遊び心を持って新たな作品づくりに挑戦をしていきたいですね」

2013年の夏。今年も節電へのご協力をお願いします。

7月1日(月)～9月30日(月) 平日(8月13日(火)～15日(木)を除く) 午前9時～午後8時
体に無理のない範囲で、できる限りの節電をお願いします。(今年は数値目標は設けていません)



梅雨ですが、6月中旬まではほとんど雨が降っていないです。今年も節水にも努めたいと思います▼「ホンキのブック」の取材で書道部を訪問。PCやスマホの普及で文字を書く機会は減りましたが、美しい手書き文字はやはり良いものですね。④

From editors
編集後記
thank you for reading...

人の動き 6月1日現在(前月比)

男	17,679人	(-15人)
女	19,097人	(+7人)
合計	36,776人	(-8人)
世帯数	13,557戸	(+21戸)

